

清須市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について公表する。

令和7年11月26日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 天野 武藏

定期監査結果報告書

1 準拠した基準

清須市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象、実施場所、日程及び対象期間

(1) 対象：企画部（企業誘致課、人事秘書課）、総務部（総務課）

実施場所：清須市役所北館3階 研修室

日程：令和7年9月1日から令和7年9月29日まで

対象期間：令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

(2) 対象：総務部（財産管理課、税務課）、危機管理部（危機管理課）

実施場所：清須市役所北館2階 第3会議室

日程：令和7年10月1日から令和7年10月27日まで

対象期間：令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料を参考とし、諸帳簿や関係書類などを確認するとともに、関係職員からの説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査を実施した限りにおいて、対象となった各課の事務は法令に適合し、適正に行われていることが認められた。

なお、各課の事務の内容及び監査の結果について、主なものは次のとおりである。

(1) 企画部企業誘致課

主な所管の事務は、企業誘致、公有地拡大、国土利用計画及び低未利用土地等に関するものである。

企業誘致に係る事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に処理されていると認められた。

(2) 企画部人事秘書課

主な所管の事務は、人事秘書、広報・広聴全般、給与・共済手続、研修、会計年度任用職員・公務災害等に関するものである。

「清須市労働者派遣業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(3) 総務部総務課

主な所管の事務は、自治会、選挙、自治宝くじ助成、集会所整備費補助金、放置自転車、自転車対策、防犯対策、防犯協会、少年補導委員会等に関するものである。

「清須市長選挙及び第27回参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場制作、設置、管理及び撤去業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(4) 総務部財産管理課

主な所管の事務は、市有財産の取得・管理及び処分、公共施設の建築工事等の設計及び監理、工事等の入札・契約・検査、市庁舎・公用車の監理及び営繕等に関するものである。

「清須市公用車リース」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(5) 総務部税務課

主な所管の事務は、個人市民税・法人市民税・固定資産税・都市計

画税・軽自動車税・たばこ税の調査及び賦課等に関するものである。

「固定資産土地・家屋修正業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(6) 危機管理部危機管理課

主な所管の事務は、防災対策、消防団、新川防災センター及び五条川防災センターの維持管理及び貸館業務等に関するものである。

「清洲分団消防詰所漏水対策改修工事実施設計業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 監査のまとめ

今後においても引き続き、各種規則、規程、要綱等に基づく基本的な事務手順を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。